社会福祉法人越前市社会福祉協議会役員退職慰労金規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人越前市社会福祉協議会（以下「本会」という。）役員（非常勤役員を除く。以下同じ。）の退職慰労金の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（規程の準用）

第 2 条　役員の退職慰労金は、この規程に定める場合を除き、本会職員退職金規程を準用する。

（退職慰労金の額）

第 3 条　役員の退職慰労金の額は、退職の日の報酬月額に支給率を乗じて得た額とする。ただし、当該役員が任期満了の日又はその翌日において同一役職の役員又は役職を異とする役員に就任したときは引き続き在職したものとみなし、当該役員の退職慰労金の額は、それぞれの任期ごとに任期満了の日又は退職の日の報酬月額に当該任期中の在職期間に応じた支給率を乗じて得た額を合計した額とする。

2　前項の支給率は、別表のとおりとする。

（改　廃）

第４条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（その他）

第５条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附　　則　　この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附　　則

（施行期日）

1. この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行前に、改正前の規程に基づき退職慰労金を支給すべき役員の職にある者については、改正前の規定にかかわらず、本規程を適用するものとする。

〔別表〕退職慰労金支給率表

月 年	1 年に満たない月数											
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1	1.000	1.084	1.168	1.251	1.334	1.417	1.500	1.584	1.668	1.751	1.834	1.917
2	2.000											